# 連合北海道札幌地区連合会/さっぽろ 労働相談センター 札幌圏雇用センサス 2008年12月の相談状況

## 「雇用不安は地域の安心・安全を脅かす事件 求められ地域の日常労働行政」

### 1.労働相談の概況について

(1)相談件数について 参照資料 - 1 「2008年12月 月別労働相談処理状況」

参照資料 - 2 「2008年12月 労働相談 (男女雇用形態別・相談内容別)」

参照資料-3「2008年 雇用形態別 相談者数 月別集計」

「2008年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は111人、相談件数は165件となりました。対昨年比では+37人・+41件となりました。一人当たりの相談件数では1.49件となり昨年を0.19ポイント下回っています。

対前月比では+17人・+20件となっており一人当たりの件数では0.05ポイント下回っています。 相談者数では年間最多(4月と同数)相談件数では年間の上位3番目の多さとなっていますが、一人当 たり相談件数では、年間の下位3番目となっています。

【相談を有数・相談を出数・一人 ヨだり相談は自己数(())により	【相談者数・	相談件数・	一人当たり相談項目数の比較
----------------------------------	--------	-------	---------------

年項目	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数 (件)
2008年12月	111人	165件	1.49件
2007年12月	74人	124件	1.68件
2008年11月	94人	145件	1.54件

### (2)雇用形態別相談者数及び件数について

参照資料 - 3「2008年 雇用形態別 相談者数 月別集計」 「2008年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数111人の内訳は、社員43人、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)60人、不明8人となっており、男女比では男性68人・女性43人となっています。

相談件数の内訳では、社員68件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)89件、不明8件となっています。男女比では男性99件、女性66件となっています。

一人当たりの件数では、社員1.58件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.48件となっています。男女比では男性1.46件、女性1.53件となっています。

【雇用形態別 相談者数(人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	2 8	9	4	1	3	3	1 3	7	6 8
女	1 5	6	1 5	2	0	0	4	1	4 3
計	4 3	1 5	1 9	3	3	3	1 7	8	111

## 【雇用形態別 相談件数(各上段)と一人当たり相談件数(各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計	
男	4 5	1 3	5	1	3	4	2 1	7	9 9	
カ	1.60	1.44	1.25	1.00	1.00	1.33	1.61	1.00	1.46	
女	2 3	1 3	2 0	3	0	0	6	1	6 6	
×	1.53	2.16	1.33	1.50	0.00	0.00	1.25	1.00	1.53	
÷↓	6 8	2 6	2 5	4	3	4	2 7	8	165	
計	1.58	1.73	1.31	1.33	1.00	1.33	1.58	1.00	1.49	

(3)業種別相談状況について 参照資料-4「2008年12月 労働相談(業種別・相談内容別)」

業種別相談状況では「卸・小売業・飲食店」 18人(相談件数26件 1.44件/一人)

「陸運・倉庫業」 11人(同16件 1.45件/一人)

10人(同19件 1.90件/一人) 「製造業」

「医療・福祉・医薬品業」10人(同17件 1.70件/一人)

「その他サービス業」 10人(同11件 1.10件/一人)

「ビル管理業」 9人(同12件 1.33件/一人)

「建設・設計・重機業」 9人(同11件 1.22件/一人) に相談が

## 集中しています。

一人当たりの相談件数では、「公務・公共サービス」3.00件(相談者数2人、相談件数6件)

「労働者派遣業」 2.67件(相談者数3人、相談件数8件)

「通信・報道・IT業」2.25件(相談者数4人、相談件数9件)

等の業種が相談者数は少ないものの、検討すべき内容が多いものとなっています。

参照資料 - 2 「2008年12月 労働相談(男女雇用形態別・相談内容別)」 (4)相談内容について 相談内容を件数別に検証すると

> 「解雇・雇い止め・退職」 3 1件

「賃金」 30件

(内訳 「月例賃金未払い・遅配」12件 「残業手当 未払」 8件

「一時金・諸手当」 5件 「賃上げ・賃下げ」 4件)

「労働保険(労働・労災)」 16件

15件 「就業規則・雇用契約」

「差別・嫌がらせ・セクハラ」 8件

「経営問題・労務管理」 12件

「職業紹介・求人」 10件 の内容で分布しています。

### 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態別相談件数	社	員	派	遣	パー	7	契	約	臨	時	季	節
相談内容	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
「解雇・雇い止め・退職」	7	5	7	2	0	4	2	2	1	0	1	0
「賃金」	15	2	3	0	2	4	1	0	0	1	0	0
「労働保険 ( 労働・労災 )」	5	1	3	0	0	2	2	1	0	0	1	0
「就業規則・雇用契約」	5	0	1	0	1	1	1	3	0	0	1	0
「差別・嫌がらせ・セクハラ」	1	3	0	1	1	3	1	3	0	0	0	0
「経営問題・労務管理」	2	2	0	1	0	3	2	1	0	0	0	0
「職業紹介・求人」	0	0	4	1	0	0	2	1	0	0	1	0
「組合加入・結成・上部加盟」	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

「社員」の抱える相談項目が多いのが特徴的となっています。また、職業紹介・求人や組合結成加入の 相談は数が少ないものの月の後半に集中して発生しています。

相談内容と相談者数を検証すると、以下のように分布しています。

参照資料 - 5「2008年 主相談項目別 相談者数 月別集計」

「解雇・雇い止め・退職」 23人 「賃金」 2 1人

 

 「雇用保険・労災保険」
 12人
 「就業規則・雇用契約」

 「差別・嫌がらせ・セクハラ」
 8人
 「経営問題・労務管理」

「就業規則・雇用契約」 9人

7人

7人 「組合加入・結成・上部加盟」 7人 「職業紹介・求人」

## (5) 違法件数について 参照資料 - 4「2008年12月 労働相談(業種別・相談内容別)」 参照資料 - 6「2008年 月別相談内容別違法率 集計」

111名から寄せられた165件の相談中、違法と判断される項目は60件となっています。36.4% が違法という状況です。60件の主要な内訳は次の通りです。賃金の相談内容は極めて違法性が高い状況 にあります。「セクハラ・嫌がらせ・差別」「雇用保険・労災保険」「労災・職業病・安全衛生」の項目が6割強という状況になっています。

【項	$\blacksquare$		:告:	土ル	十米九		么	、士	٦
ᆝ		וית	速	짜	T女X	LV.	תי	111	1

項目	違法件数	違法率	全相談件数
賃 金	25件	83.3%	3 0件
解雇・雇い止め・退職	8件	25.8%	3 1件
就業規則・雇用契約	6件	40.0%	15件
労働保険 (雇用・労災)	6件	37.5%	16件
社会保険 (健保・年金)	3件	33.3%	1件
経営問題・労務管理	6件	50.0%	12件
男女差別・女性保護	2件	100.0%	2件
セクハラ・嫌がらせ・差別	2件	14.3%	14件
総 数(この表の合計ではありません)	6 0件	36.4%	165件

#### 2.12月の雇用情勢について

相談件数・相談人数共に年間上位数の状況ではあるものの、違法率が低い状況です。

大型・中小零細を含め下半期に企業倒産・整理が発生しました。件数では6年ぶりに700件を越え 金融破綻以降では最悪の経済情勢が大きく地域雇用に影響したものといえます。企業倒産・整理による 雇用不安の中では、社員向けの雇用調整が実施され、その結果該当する相談も増え、相談者の中の4割 弱が正社員となっています。

相談内容の上位6項目の相談者には必ず社員が含まれ、男性社員の割合が今月も高くなっています。

「組合加入・結成・上部加盟」の相談に正社員男女が多く含まれていることから、雇用継続や生活確保に向けた、必死の努力が社員を中心に繰り広げられている状況が見られます。ただ、相談の詳細と併せて検証すれば、組合結成に結びついた事例報告はないことから、対処の「手遅れ感」があるのは否めません。

労働者として「不断」の状況観察の努力と従業員間のコミュニケーション確保が求められます。

月の後半から年末にかけて札幌市と協働で実施した、緊急雇用対策の中の「電話相談」には、多くの相談が寄せられましたが、統計ではやはり派遣・就職に関する相談が増えています。派遣・就職に関する相談では、本人に限らず家族・親族からの相談が寄せられています。若年労働者に限らず世帯主労働者も含め広い範囲に派遣労働が浸透していることが伺われます。

札幌市との協働の電話相談では、行政と連携していることが相談を寄せる方にとって安心感に繋がる傾向が強く現れており、通常の労働相談よりは内容の濃い相談となっています。札幌市の労働相談への参画は最良の市民サービスであるといえます。

雇用不安は地域の安心・安全を脅かす事件であることは間違いがなく、その対処としては労働者本人と 労働者団体及び地域行政が協働で取り組むことが最も効果的なものであるといえます。